

埼玉県報

第2176号

平成22年4月20日

火曜日

目次

告示

- 地籍調査の成果の認証(土地水政策課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業支援課)
- 秦土地改良区役員就退任届(大里農林振興センター)
- 腐蛆病患畜の発生の告示(畜産安全課)
- 埼玉県立学校教職員健康診断等業務に関する入札公告(福利課)
- 県道深谷嵐山線の供用開始(東松山県土整備事務所)
- 一般国道百二十二号の供用開始(行田県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

埼玉県告示第六百十七号

たので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証し 飯能市、加須市(旧北川辺町)における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二

平成二十二年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 川辺町) 平成二十一年度 地籍簿 一冊 合の一部) 四月 龍市 平成二十一年度 地籍図 二十一枚 前ヶ貫第二② 平成 龍市 平成二十一年度 地籍図 二十一枚 前ヶ貫第二② 平成 市平成二十一年度 地籍図 二十一枚 前ヶ貫第二② 平成 一冊 (大字前ヶ貫の一四月 四月 一冊 (大字岩渕の一四月 一冊 (大字岩渕の一四月 四月 一冊 (大字岩渕の一四月 一冊 (大字岩渕の一四月 四月 一冊 (大字岩渕の一四月 一冊 (大字岩渕の一四月 四月 一冊 (大字岩渕の一四月 一冊 (大字表 平成 四月 | , | | | 1 | | | | | | | | 1 |
|---|---|--------|----------|----|-----------------|--|---|-----------------|----------|----------|--------|--------|
| で行つ 調査を行った 成 果 の 調査を行った 認 の名称 時 期 名 | | 北川 | | | | 飯 | | | 飯 | た 者 | 杳 | |
| で成二十二年度 地籍簿 | | 辺 | 市 | | | 能 | | | 能 | のタ | を行 | |
| 虚を行った 成 果 の 調査を行った 認 成二十一年度 地籍図 二十一枚 前ヶ貫第二② 平成二十二年成二十二年成二十二年度 成二十年度 地籍図 二十一枚 前ヶ貫第二② 平成二十二年成二十二年成二十二年 成二十年度 地籍図 二十一枚 前ヶ貫第二② 平成二十二年 成二十年度 地籍図 三十一枚 前ヶ貫第二② 平成二十二年 成二十年度 地籍図 三十一枚 方倉田 大字岩渕の一 四月十五日 成二十一年度 地籍図 三十一枚 方倉田 大字麦 平成二十二年 成二十一年度 地籍図 三十一枚 方倉田 大字麦 平成二十二年 成二十一年度 地籍図 三十一枚 方倉田 大字麦 平成二十二年 成二十二年 中 合の一部 四月十五日 成二十二年 中 合の一部 四月十五日 | | т) | 旧 | | | 市 | | | 市 | 称 | 7 | |
| 度 地籍簿 | | 平 | | | 平 | | | 平 | | 時 | 調木 | |
| 度 地籍簿 | | | 二 | | <u></u> | 二 | | <u></u> | 二 | | をを | |
| 度 地籍簿 | | 十一 | + | | 十 一 | + | | 十一 | + | | 行っ | |
| 籍簿 用 一冊 (大字前ヶ貫の四月十五日 一冊 (大字前ヶ貫の四月十五日 一冊 (大字前ヶ貫の四月十五日 一冊 (大字前ヶ貫の四月十五日 一冊 (大字前ヶ貫の四月十五日 一冊 (大字前ヶ貫の四月十五日 一冊 | | 年度 | | | 年度 | | | 年度 | | 期 | た | |
| 果 の調査を行った 認 二十一枚 前ヶ貫第二② 平成二十二年 一冊 (大字前ヶ貫の四月十五日 一冊 (大字前ヶ貫の四月十五日 一冊 (大字岩渕の一四月十五日 一冊 (大字岩渕の一四月十五日 一冊 (大字岩渕の一四月十五日 一冊 (大字岩渕の一四月十五日 | | 地籍 | | | 地籍 | | | 地籍 | | 名 | 成 | |
| の 調査を行った 認 | | 簿 | 図 | | 簿 | 超 | | 簿 | 図 | | | |
| (大字前ヶ貫の四月十五日 (大字前ヶ貫の四月十五日 (大字前ヶ貫の四月十五日 (大字前ヶ貫の四月十五日 (大字岩渕の一四月十五日 (大字岩渕の一四月十五日 | | | 三 | | | | | | <u>_</u> | | 果 | |
| 加速を行った 記 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | _ | _ | | _ | + = | | _ | | | | |
| で 貫 第 二 ② 平成 二十二 日 下 貫 第 二 ③ 平成 二十二 日 下 実 岩 渕 の 一 四 月 十 五 日 日 | | 冊 | 枚 | | 冊 | | | ₩ | | 称 | 0) | |
| 第二② 平成二十二日 第二③ 平成二十二日 四月十五日 年 年 年 年 年 年 年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | 倉の | 麦倉 | 部) | 大 | | 部 | 大 | | 地 | 杳 | : ! |
| 第二② 平成二十二日 第二③ 平成二十二日 四月十五日 年 年 年 年 年 年 年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | | | 字 | 貫 | | 字前 | 貫 | | を行 | 2 |
| 四 平 四 平 四 平 年 認 月 成 十 二 十 二 五 十 五 十 月 日 二 日 二 日 二 年 年 | | 11) | 大力 | | 渕 | 第一 | | ケ | 第一 | <u> </u> | み つ | |
| 月成 月成 十二 五十 五十 五十 日二 日二 年 年 | | | 子麦 | | <i>(</i>) | 3 | | | 2 | 区 | 12 | l - |
| 年 年 年 年 | | 四日 | 平成 | | 四日 | 平成 | | 四日 | | 年 | 認 | |
| 年 年 年 年 | | 十十十 | <u></u> | | 十 | <u></u> | | 十十 | <u></u> | н | | ì |
| | | 上 日 | <u>+</u> | | <u>土</u> . 日 | + - - - - | | <u>土</u> . 日 | <u>+</u> | 月 | | 1 |
| | | | 年 | | | 年 | | | 年 | 日 | 証 | |

埼玉県告示第六百十八号

IJ 出 縦覧に供する。 の概要等について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届 同条第三項の規定により公告し、 及び当該届出等を次のとお

平成二十二年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清

司

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ベルク東松山店

東松山市新郷十三

大規模小売店舗 の 設置者及び当該大規模 小 小売店舗 に お ١J て小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっ ては代表者 I の 氏 名

大規模小売店舗 の 設置者及び大規模小売店舗にお て小 売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年十二月十日

二 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千百五十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一七八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二〇・三立法メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

^

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び

閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 二カ所

荷さば にお て荷さば きを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

1 届出年月日

平成二十二年四月九日

縦覧期間

平成二十二年四月二十日から平成二十二年八月二十日まで

\equiv

埼玉県産業労働部商業支援課

四

イ 意見書提出朝場対し、意見書の提出により、これを述べることができる。対し、意見書の提出により、これを述べることができる。の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

平成二十二年四月二十日から平成二十二年八月二十日まで

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百十九号

次のとおり届出があった。 秦土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に より、

平成二十二年四月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

就任

名 事 荻 氏 名

理 太 治 谷市俵瀬四七六番 地

同

増

征

_

谷市日向七二〇番地

同 利 雄 熊谷市葛和田三一八四番地

同 祥 熊谷市日向一一 八四番地

同 島 田 正 谷市葛和田九三五番地一 同

木

谷

吉

熊谷市葛和田一四四一番地

同 五月女 谷市葛和田八四〇番地一

同 谷 津 男 熊谷市日向五九五番地一

同

市

Ш

熊谷市日向一一二九番地

同 市野瀬 \equiv 熊谷市弁財一六三番地

同 同 長谷川 島 野 和三郎 忠 雄 熊谷市上中条九八九番地 熊谷市上須戸六五三番地

同 吉 司 谷市日向四五二番地二

志 勇 谷市葛和田八三八番地

森 正 美 熊谷市日向八四五番地

同

同

同 Ш 忠 熊谷市葛和田三一六九番地

同 文 男 熊谷市大野八八八番地

監 同 谷川 Ш 長 幸 熊谷市上須戸七六五番地 熊谷市葛和田六二六番 地

進

事

同 飯 利 熊谷市葛和田一八二三番地

退 任

寍

事

吉

治

熊谷市日向四五四番地三

理 職 名 荻 氏 野 太 名 治 熊谷市俵瀬四七六番地

同 監 同 事 長谷川 長谷川 市野瀬 五 石 志 吉 島 大 島 谷 島 木 吉 市 谷川 月 Ш 村 田 津 女 田 﨑 田 村 Ш \blacksquare 和三郎 福 敏 忠 清 正 常 利 斤 谷

総谷市日向

一六一番

地

谷市弁財一

六三番地

雄

熊谷市日向八四六番地

熊谷市日向八七三番地

谷市日向一一二九番

地

男

谷市日向五九五番地

孝

谷市葛和田

八四〇番地

谷市葛和田九三五番地一

吉

谷市葛和田一四四一番地

弥

谷市葛和田八五番地

雄

谷市葛和

田三一

八四番地

谷市日向七二〇番地

孝 利 之 進 勇 熊 谷市日向四五四番地三 谷市葛和田一八二三番 谷市大野八五二番地 谷市上須戸七六五番 谷市葛和田八三八 番 地 地

司

谷市日向四五二番地二

谷市上中条九

八

八九番地

平

谷市弁財一九

番地一

猛

熊谷市上須戸七四八番地

雄

谷市上須戸六五三番地

埼玉県告示第六百二十号

り次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定によ

平成二十二年四月二十日

埼玉県知事 上田 清司

| みつばち | 家畜の種類伝染病及び |
|--------|----------------------------|
| 患 | 患 畜 及 び |
| - 群 | 群 頭 数 又 数 は |
| 本庄市 | 区 発生場所又は 域 |
| 平成二十二年 | 発生年月日 |
| 自衛殺 | <u>処</u> 置 |

平成二十二年四月二十日次のとおり一般競争入札に付する。埼玉県告示第六百二十一号

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量 埼玉県立学校教職員健康診断等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成23年3月25日(金)まで

(4) 履行場所

埼玉県教育局教育総務部福利課長が指定する場所

(5) 入札方法

入札書に記載された健診ごとの単価に各受診予定人数を乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該合計額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」で、「健康診断業務」を行う者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停 止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できる者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部福利課健康保健担当 川崎 電話048-830-6704(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成22年4月28日(水)までに上記(1)の場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁診療所 3 階福利課分室 平成22年 5 月24日(月)午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県教育局教育総務部福利課健康保健担当 平成22年5月21日(金)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

見積もった各健診単価×各受診予定人数×1.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

契約単価×各受診予定人数を乗じた額の総額×1.05

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(3)の場所に平成22年5月7日(金)午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十七号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十二年四月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

平成二十二年四月二十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉田 耕三

| 深 | 路 |
|--|---------|
| 谷 嵐 山 | 線 |
| 線 | 名 |
| 西側四二五番一地先まで三番地先から同郡同町大字菅谷字比企郡嵐山町大字菅谷字西側四〇 | 供用開始の区間 |
| 平成二十二年四月二十日 | 供用開始の期日 |
| 延長八六・六一メートル域の供用開始である。号で告示した道路予定区事務所長告示第百五十二年成二十年十一月二十一 | 備考 |

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

その関係図面は、 平成二十二年四月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

| 百二十二号 | 路線名 |
|--|---------|
| 三番一地先まで 先から同市大字中岩瀬字中岩瀬七七羽生市大字桑崎字桑崎八 番一地 | 供用開始の区間 |
| 平成二十二年四月二十日 | 供用開始の期日 |
| 延長九八八・〇 | 備考 |

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月二十日

埼玉県川越建築安全センター 所長 若 林 祥 文

一許可番号

平成二十二年二月二十六日

指令川建セ第二一〇一四七〇号

一 検査済証番号

平成二十二年四月十六日

川建セ第二一〇一九二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字毛呂本郷字宿一七九番一 の 部 八三番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字毛呂本郷一八三番地

下田 泰章

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一許可番号

平成二十二年二月十七日

指令川建セ第二一〇一五九〇号

一 検査済証番号

平成二十二年四月十五日

川建セ第二二〇〇〇三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字長谷字十四ノ谷一五九一 二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県八街市八街い八三 二四

株式会社 太明建設 代表取締役 横井 理明

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の 規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年四月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一許可番号

平成二十二年四月八日

指令越建セ第二一〇一六七一号

一 検査済証番号

平成二十二年四月十五日

越建セ第二三―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町高野台西二丁目七—一九、七—二〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市久喜東二丁目四番一号

株式会社 フジハウジング 代表取締役 藤田 誠二

埼玉県選管告示第四十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十二年四月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加 藤 憲

場 所 埼玉県選挙管理委員会室

日時

平成二十二年四月二十三日 午後二時

議題

いて

1 参議院埼玉県選出議員選挙における立候補予定者説明会の日時及び場所につ

その他